二(一)　保安林の所在場所　群馬県桐生市黒保根町水沼字水頭丁三四〇の七、みどり市東町荻原五六六の一、五六九の一、五七〇、五七一、五七三、吾妻郡東吾妻町大字本宿字薑二六七（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水頭丁三四〇の七、東町荻原五六六の一（次の図に示す部分に限る。）、五六九の一、五七〇、五七一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字東野牧字菌木一四三一、甲一四三七、一四三八から一四四〇まで、南牧村大字大塩沢字熊穴二〇一〇、二〇一一、甲二〇一二、乙二〇一二、甲二〇一三の一、甲二〇一三の二、乙二〇一三、二〇一五、二〇一七、二〇一八、字井戸沢八五三から八五五まで、八五七から八六四まで、字細萱八六九、八七〇の一、八七〇の二、八七一の一、八七一の二、字中井八七五の一、乙八七五、八七六、八七七の一、八七八の一、八七八の二、八七九、八八〇、大字砥沢字赤岩三四の一から三四の四まで、三九

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菌木一四三一、甲一四三七、一四三八から一四四〇まで、字熊穴二〇一〇、二〇一一、甲二〇一二、乙二〇一二、甲二〇一三の一、甲二〇一三の二、乙二〇一三、二〇一五、二〇一七、二〇一八、字井戸沢八五三から八五五まで、八五七から八六四まで、字細萱八六九、八七〇の一、八七一の一、八七一の二、字中井八七五の一、乙八七五、八七六、八七七の一、八七八の一、八七八の二、八七九、八八〇

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　保安林の所在場所　群馬県富岡市妙義町菅原字姥子山丙二一八四、二一八七、二一八八、二一九八、甲二一九九、乙二二〇〇の一、甲二二〇一、乙二二〇一、甲二二〇六、二二〇六の二

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　群馬県富岡市妙義町諸戸字坊山一二七七、吾妻郡東吾妻町大字泉沢字堂ケ沢一七一一の三、一七二七の三、字大久保一七三八、一七四二、一七四四の一

二(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ケ沢一七一一の三、一七二七の三、字大久保一七四二・一七四四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七三八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに富岡市役所及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字大仁田字バラ口丙一〇七七、字東バラ口乙一〇七八、字湯ノ沢甲一〇七九、乙一〇七九、一〇八〇の二、一〇八〇の三、一〇八一から一〇八三まで、一〇八四の一から一〇八四の三まで

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

保安林の所在場所　群馬県桐生市黒保根町宿廻字井掘一三〇九・一三一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、みどり市大間々町下神梅四六五の一、四六五の三、四六六の一、四六六の三、四六七、四六八、四六九の一、四六九の三、四八〇、四八一の一、四八一の三、四八二から四八五まで、四八六の一、四八六の三、四八七の一、四八八、四八九の一、四九〇、四九三の一、四九三の四、四九四の一、大間々町小平一二〇から一二二まで、一二三の一、一二四、大間々町浅原一二三七、一二三八の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井掘一三〇九、一三一〇

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）